





Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区 地区計画 スケジュール

<p>2012年 3月21日</p>	<p>【当初都市計画決定告示(目標・方針のみ)】</p>
<p>9月24日</p>	<p>パナソニック株式会社より地区計画に関する都市計画の変更及び地区計画の原案についての申出</p>
	<p style="text-align: center;"></p> <p>地区計画の原案作成</p>
<p>10月30日 ～11月13日</p>	<p>藤沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づく縦覧</p>
<p>10月30日 ～11月20日</p>	<p>同条例に基づく意見書受付</p>
<p>2013年 1月11日</p>	<p style="text-align: center;"></p> <p>都市計画説明会</p>
<p>1月17日 ～31日</p>	<p>法定縦覧及び意見書受付</p>
<p>2月中旬</p>	<p style="text-align: center;"></p> <p>都市計画審議会</p>
<p>3月中旬</p>	<p style="text-align: center;"></p> <p>都市計画決定告示</p>

藤沢都市計画 地区計画

Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画（第1回変更）

計 画 書

※下線部分が変更事項

計 画 書

藤沢都市計画地区計画の変更（藤沢市決定）

藤沢都市計画地区計画 Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画を次のように変更する。

名 称	Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画
位 置	藤沢市辻堂元町六丁目地内
面 積	約19.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、本市の6つの都市拠点の1つである藤沢駅周辺地区と辻堂駅周辺地区の中間に位置する大規模工場跡地において、「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」構想（以下「スマートタウン構想」という。）の実現をコンセプトとした、都市における低炭素化への先駆的な取組みを推進する環境創造まちづくり拠点の形成を図る地区である。</p> <p>本地区計画は、まち全体の「CO2排出量を可能な限り削減」と「エネルギーの自給自足」を目指し、その実現に向けては「タウン・エネルギー・マネジメント」概念の導入による効率的な運用を推進し、あわせて、次のコンセプトに基づくまちづくりを進め、スマートタウン構想の実現を図ることを目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 公民の協働・連携によるスマートタウン構想の実現 2) 藤沢市の都市構造・都市機能の強化 <ol style="list-style-type: none"> ① 交通ネットワーク等の都市構造を強化し、新たな地域再生を図るために、地域が求める少子高齢社会を見据えた都市機能を補完する。 ② 地域のまちづくりと暮らしに貢献する機能や空間を整備し周辺環境との調和を図るとともに、開発地区全体として調和のとれた美しい街並みを形成する。 ③ 本地区北側の東西桜並木の保全・再生に努め、引地川の親水機能等を地域資源として活かしながら、新たに快適な環境・魅力的な景観を創造する。 ④ 防災・減災の視点からまちづくり機能を強化する。
	<p>土地利用の方針</p> <p>スマートタウン構想の実現を踏まえ、多様な機能を持つ地区を形成するために、土地利用を4つのエリアに分け、周辺環境との調和に配慮した市街地を形成することに留意した土地利用を転換・誘導し、住宅、中小規模商業施設、福祉・健康・教育施設等、多種多様な展開が可能となる複合的な土地利用を図るものとする。</p> <p>また、地域に貢献する防災、コミュニティ及び交流等の施設用地を位置づけ、防災・減災の視点から、地域に貢献する機能を強化するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 低層住宅地区 周辺環境との調和に配慮し、良好な居住環境の確保を図る。 2) 中高層住宅地区 良好な居住環境の確保を図るとともに、本地区北側の東西桜並木への空間配慮を行うものとする。 3) 福祉・健康・教育地区 特別養護老人ホーム、保育所及び福祉、健康、教育施設等の土地利用を誘導する。 4) 生活支援地区 居住者および近隣居住者の生活サービスを提供する必要最小限の商業、業務等の土地利用を誘導する。 5) その他 防災・減災、コミュニティ及び交流に資する機能とスマートタウンを発信する機能の導入を図る。

区域の整備・開発及び保全の方針	公共施設等の整備の方針	<p>利用するすべての人が快適で安全に利用できる施設の整備を目指し、バリアフリーを含むユニバーサルデザイン化を積極的に推進するとともに、環境負荷低減に配慮した整備を行うものとする。</p> <p>1) 道路</p> <p>① 明治地区と辻堂地区を結ぶ新たな補助幹線道路を整備し、JR東海道本線により分断された南北交通の連絡強化を図るとともに、安全で効率的な交通環境の確保を図るものとする。</p> <p>② 安全性、利便性および防災性等の観点から、周辺の既存道路ネットワークとの連携を図るとともに、通過交通を分離して、既存道路ネットワークの改善に寄与するよう地区内道路網を整備するものとする。</p> <p>③ 周辺地区との交通流入の抑制を図るための土地利用・区画道路計画とするとともに、沿道宅地と一体的な歩行者空間の形成を図るものとする。</p> <p>④ 本地区の有機的一体性を高め、安全かつ快適な歩行者動線を確保するため、主要な歩行者空間ネットワークを整備する。また、本地区外的生活道路と連携するよう、地域住民が利用しやすい歩行者空間ネットワークを形成するものとする。</p> <p>2) 緑地・公園等</p> <p>① 本地区北側の東西桜並木の保全・再生に努め、引地川緑地や近接する大荒久公園等と、本地区内の公園・緑道等との連続性に十分配慮した緑のネットワークの構築を図るものとする。</p> <p>3) その他</p> <p>① 景観への配慮とライフラインの円滑な供給の観点から、架空線等のない快適な空間・景観形成を行う。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針の実現や環境負荷低減に向けて、建築物の用途の制限、高さの最高限度、敷地面積の最低限度など、地区特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定めるものとする。</p> <p>また、個性とうるおいのある景観形成を図るため、建築物、工作物及び屋外広告物の形態、意匠及び色彩については、地区全体としての調和を図るものとする。</p>
	環境配慮の方針	<p>自然再生エネルギーを有効活用するとともに、自然環境と共生するまちを実現するために、環境共生及び環境配慮に向けた取組みを推進するものとする。</p> <p>1) 省エネ、創エネ、蓄エネによるまちぐるみCO2排出量削減やエネルギー自給率向上、自然再生エネルギーの有効活用、資源リサイクルに取組み、環境負荷低減に努めるものとする。また、その実現を図るため、エネルギー設備機器の導入に努めるものとする。</p> <p>2) 雨水貯留施設等を設置し、雨水流出抑制を図るとともに、生活水の節水に努めるものとする。</p> <p>3) 地域の植生と生物多様性を考慮した緑化を図るものとする。また、敷地内および建物の緑化、道路内の緑化による潤いのある環境形成に努めるものとする。</p> <p>4) カーシェアリング、バイクシェアリングなど環境負荷低減システムの導入に努めるものとする。</p> <p>5) 安全・安心なまちづくりを図るため、防犯対策に努めるものとする。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	低層住宅地区A	低層住宅地区B	生活支援地区
			地区の面積	約5.6ha	約0.9ha	約1.0ha
			建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 一戸建ての住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 長屋又は共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>4 診療所</p> <p>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>6 集会所（町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。）</p> <p>7 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。）</p> <p>8 防災備蓄倉庫</p> <p>9 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分をその用途に供するものに限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 一戸建ての住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの</p> <p>3 長屋又は共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>4 診療所</p> <p>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>6 集会所（町内会等、一定の地区の住民を対象としたものに限る。）</p> <p>7 事務所又は店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>8 前号の建築物に附属する動物病院又はペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>9 第1号から第7号までの建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。）</p> <p>10 防災備蓄倉庫</p> <p>11 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（1階部分をその用途に供するものに限る。）</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 一戸建ての住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 自動車教習所</p> <p>7 建築基準法施行令第130条の7で定める規模の畜舎</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（準住居地域内に限る。）</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<u>低層住宅地区A</u>	<u>低層住宅地区B</u>	<u>生活支援地区</u>
			<p>120平方メートル ただし、建築物の敷地が幅員4メートル未満の路地状部分のみによって建築基準法第42条第1項に定める道路に接する場合は、130平方メートルを建築物の敷地面積の最低限度とする。</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の敷地面積については、当該各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>1 事務所若しくは店舗、飲食店 その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設 2,000平方メートル</p> <p>2 前号に掲げる用途以外の建築物 120平方メートル ただし、建築物の敷地が幅員4メートル未満の路地状部分のみによって建築基準法第42条第1項に定める道路に接する場合は、130平方メートルとする。</p>	<p>500平方メートル</p>
			<p>ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>2 防災備蓄倉庫</p>		
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車又は自転車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p> <p>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>5 防災備蓄倉庫</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1メートル、建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線までの距離は、計画図に掲げる値以上でなければならない。</p> <p>ただし、次の各号に掲げる建築物の部分については、この限りでない。</p> <p>1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>2 防災備蓄倉庫</p>

			<u>低層住宅地区A</u>	<u>低層住宅地区B</u>	<u>生活支援地区</u>	
			<p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域については、次の各号に掲げる工作物を設置してはならない。</p> <p>1 自動販売機 2 機械式駐車場 3 前各号に掲げる工作物に類するもの</p>			<p>壁面の位置の制限として定められた限度の線と建築基準法第42条第1項に定める道路及び歩行者専用道路の境界線との間の土地の区域については、次の各号に掲げる工作物を設置してはならない。</p> <p>1 屋外広告物(地区の名称等を表示するもの又は地区の案内図等で、周囲の景観に調和し、かつ営利を目的としないものを除く。) 2 自動販売機 3 機械式駐車場 4 前各号に掲げる工作物に類するもの</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<u>建築物の高さの最高限度</u>	<p>建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものとし、軒の高さは同項第7号に規定するものとする。</p>			<p>建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。</p>
			<p>1 建築物の高さは、10メートルかつ階数は2を超えてはならない。 2 建築物の軒の高さは、7メートルを超えてはならない。</p>	<p>次の各号に掲げる建築物の高さの最高限度については、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。</p> <p>1 事務所若しくは店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの又は動物病院若しくはペットショップ、小動物を対象とした宿泊施設 (1) 建築物の高さ12メートル (2) 建築物の軒の高さ10メートル</p> <p>2 前号に掲げる用途以外の建築物 (1) 建築物の高さ10メートルかつ階数は2 (2) 建築物の軒の高さ7メートル</p>		